

甲府市議会基本条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 基本原則（第2条～第5条）

第3章 市民とともに歩む議会（第6条～第12条）

第4章 議会と市長等の関係（第13条～第15条）

第5章 議会政策サイクル（第16条）

第6章 議会の機能強化（第17条～第20条）

第7章 持続可能な議会運営（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、甲府市自治基本条例（平成19年6月条例第21号）の規定を踏まえ、市民及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と議会との関係並びに議会の機能強化及び持続可能な議会運営に関する基本的事項を定めることにより、二代表制のもと市長等と善政競争し、もって、市民の誰一人置き去りにすることのない社会の実現と、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 基本原則

（議会の基本原則）

第2条 議会は、市民を代表する合議制の機関であり、市の意思決定機関として、その役割を果たすため、市民に開かれた議会を目指し、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (2) 把握した市民の多様な意見を踏まえ、市政等の調査研究を通じて、議会における政策立案能力等の強化に努めること。
- (3) 意思決定にあたっては、議員間の自由な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすい議会運営に努め

ること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、住民から直接選挙で選ばれた公職として、合議制の機関である議会の構成員としての使命を果たすため、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽^{さん}によって、市民全体の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (2) 自らの議会活動について市民に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 甲府市議会議員政治倫理規程（平成30年6月議会規程第1号）を遵守し、倫理の保持に努めること。

(議員間の自由な討議の原則)

第4条 議員は、議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。

- 2 議員は、あらゆる会議において、自らの意見を丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾けなければならない。
- 3 議長及び委員長は、議員間の討議の結果を議会及び委員会の機関決定として市政に反映できるよう、意見集約に努めるものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会運営の円滑化及び効率化を図るため、理念や政策を共有する者で構成される会派を結成することができる。

- 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。
 - (1) 議員の議会活動を支援すること。
 - (2) 政策立案及び政策提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。
 - (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効率的な議会運営に協力すること。
- 3 議会は、会派間の公平性を確保するとともに、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、協議又は調整を行う場として、会派代表

者会議を招集することができる。

第3章 市民とともに歩む議会

(情報の公開)

第6条 議会は、市民に開かれた議会を目指し、透明性を高め積極的な情報公開を行うため、様々な媒体の活用努めるものとする。

(会議公開の原則)

第7条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、原則として、すべての会議を公開とする。

(市民との直接対話の場)

第8条 議会は、市民の議会への積極的な参加を促すとともに、政策提案につなげるため、市民との直接対話の場を設けるものとする。

(市民意見の聴取)

第9条 議会は、パブリックコメントを有効に活用するとともに、市民からの意見及び政策提言を投書、インターネット等を通じて募集するなど、積極的に市民の意見の聴取に努めるものとする。

(広聴広報委員会)

第10条 議会は、広聴広報機能の充実のため、別に定めるところにより、広聴広報委員会を置く。

(請願及び陳情)

第11条 議会は、市民からの請願及び陳情を政策提言として受け止め、当該請願者及び陳情者が説明機会を求める場合は、その機会を設けることができる。

(専門的調査・公聴会等の活用)

第12条 議会は、学識経験者等による専門的調査並びに本会議及び委員会における公聴会制度及び参考人制度による市民及び有識者の専門的、政策的見識等を議会における討議に反映させるよう努めるものとする。

第4章 議会と市長等の関係

(議会と市長等との緊張関係の構築)

第13条 議会は、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言に取り組むものとする。

(質問内容等確認権)

第14条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするために、議員又は委員の質問に対して内容を確認することができる。

2 市長等は、議員又は委員会から提出された議案（市長が提出した条例案に対する修正案を含む。）に係る争点を明らかにし、及び議論を深める必要があるときは、議長又は委員長の許可を得て、内容を確認し、意見を述べることができる。

（説明資料の提出）

第15条 議会は、市長が提出した議案について、論点を明確にし、審議の充実を図るため、説明資料の提出を求めることができる。

第5章 議会政策サイクル

（議会政策サイクル）

第16条 議会は、市長が提出する議案の審議にあたっては総合計画の目標に照らし合わせて効果を検証し、必要に応じて市長等に意見するとともに、政策を立案した場合はこれを市長等に提言することとし、これらを循環して取り組むことにより、議会政策サイクルとして市政の執行に寄与する。

2 議会は、第8条及び第9条の規定により聴取した市民の意見を、政策立案の起点と捉え、前項に規定する議会政策サイクルで検討するものとする。

第6章 議会の機能強化

（議長及び副議長の選出）

第17条 議長及び副議長の選出については、立候補制とし、公開の場でそれぞれ所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。

2 議長及び副議長は、立候補した者の中から議場において投票により選挙する。

（常任委員会及び特別委員会）

第18条 常任委員会及び特別委員会（以下「委員会等」という。）は、市政課題を的確に把握し、委員会等の専門性と特性を活かした調査及び審査を行わなければならない。

2 委員会等の委員は、進んで委員間の討議に関わるものとする。

3 決算を審査する委員会は、第16条の規定を踏まえ、翌年度予算編成に決算審査の結果を反映させるため、委員会の意見としてまとめるものとする。

4 常任委員会は、所管事務調査及び政策研究を積極的に実施し、委員間の討議を

経て、その結果を議会に報告するものとする。

- 5 常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。

(議会局)

第19条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、議会に事務局として議会局を置く。なお、議会局に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 議会局は、議長の管理に属し、甲府市議会に関する事務を処理する。
- 3 議会は、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。
- 4 議会局は、議会の円滑かつ効率的な運営及び活動の充実に努めるパートナーとして、議会に対し提案を行うことができる。

(議会図書室)

第20条 議会は、地方自治法第100条第19項の規定により、議事堂内に議会図書室を設置する。なお、議会図書室に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 議会は、議会図書室について、必要な資料等の収集保管のみならず、市民等の誰もが利用できるものとして、文献等の充実に努めるものとする。

第7章 持続可能な議会運営

(災害時の機能維持)

第21条 議会は、災害時においても、別に定めるところにより、議会機能を的確に維持しなければならない。

(たゆまない議会改革)

第22条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案して、この条例の目的を達成するため、議会運営に係る検証及び改善に努めなければならない。

- 2 前項の規定による検証は、年1回、議会運営委員会において行わなければならない。ただし、議会運営上、検討が必要な事案が生じた場合は、随時、検証するものとする。
- 3 議会は、前項の検証の結果、改善の必要があると認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 4 この条例の制定及び改定により生じる変更については、議会運営委員会がその

責任において議会内に適応させるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月12日から施行する。
(甲府市議会議会局設置条例の廃止)
- 2 甲府市議会議会局設置条例（令和2年3月条例第1号）は、廃止する。